

みやき町監査委員告示 2 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を公表する。

令和 5 年 5 月 29 日

みやき町代表監査委員 最 所 一 志



令和 5 年度随時監査（屋内公共施設）の実施結果報告書

(別紙)

## 隨時監査（屋内公共施設）の実施結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 隨時監査の実施事由

本町には、行政庁舎や町立学校のほかに、様々な用途の公共施設が多数ある。例年実施している定期監査では、これらの立ち入り点検調査等を合わせて行う暇がないため、2年に1回、これに係る施設を対象とした隨時監査を行うものである。

#### 2 監査実施時期と対象施設名

5月16日 中原保健センター、勤労青少年ホーム、中原体育館、

中原武道館、働く婦人の家、風の館

図書館、教育委員会分室、ひまわり児童クラブ

5月18日 四季彩の丘みやき、B&G海洋センター、  
市村清記念メディカルコミュニティセンター、  
給食センター、こすもす館、北茂安保健センター、  
児童館、しげやす児童クラブ、多世代交流センター

5月19日 三根保健センター、持丸古民家、北茂安体育館、  
北茂安武道館、農村環境改善センター、三根体育館、  
ちくし児童クラブ、いずみ児童クラブ

### 3 監査の着眼点

監査対象の屋内施設は、ほぼ10年位前から計画的に新設又は改修整備されてきたものなので、以下の2点に着目して監査を行った。

- ① これらの施設は、不特定多数の町民等が利用するところなので、安心して安全に利用できる施設機能が維持されているか。
- ② それぞれの施設は、その設置目的に沿い、適切な利活用がなされているか。

### 第2 監査の結果

今回対象の26施設は、教育委員会分室を除き、10年ほど前から計画的に新設あるいは大規模改修等がなされており、施設設備上は、概ね問題ないところであり、利用面で不安又は危険に感じるような点は、ほぼ見当たらなかった。

また、町民等の利用面でも特に問題視すべき点は、特に見当たらなかった。ただし、以下の2点については、調査上、気づいたので意見として記載する。

- ① 風の館1階展示室の明り取り窓の壁の一部がひび割れて剥がれている。破片の落下や雨漏りの可能性があるので、早めに補修すべきではないか。
- ② メディカルコミュニティセンターの駐車場は、2百台強の収容能力があるとのことだが、職員や従事者が駐車しているので、不足気味の感がある。職員等の駐車スペースは他に確保し、利用者の利便性を高めるべきではないか。